

沖縄県公報

定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

				-	
		目	次		
告 示				_	
○生活保護法による	介護扶助の	ための介護を担当さ	せる指定介護機	と 関の名称の変更の	つ届出(福祉・援
護課)					
		ための介護を担当さ			更の届出(福祉・
		ための介護を担当さ			
護課)					
		ための介護を担当さ			
10-41111					•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••
○ 生活保護法による	介護扶助の	ための居宅介護を担	当させる機関の)指定(福祉・援討	隻課)
		ための居宅介護支援			
課)					
○ 生活保護法による	介護扶助の	ための福祉用具の給	付を担当させる	る機関の指定(福祉	止・援護課)
○ 生活保護法による	介護扶助の	ための介護予防を担	当させる機関の	つ指定(福祉・援討	隻課)
		ための介護予防福祉			
課)					
○ 県営土地改良事業	計画の決定	(村づくり計画課)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
○ 県営土地改良事業	変更計画の	決定(村づくり計画	課)		
○事業の認定(用地					
公 告					
○ 特定非営利活動法	人の定款変	更の認証申請・3件	(県民生活課)		
					終本部情報管理課) ··
公安委員会事項			HALLI AN EL CTRICA		•
	•	位置及び可管区を完	かみ相則の一部	『を改正する相則	1
人事委員会事項		应直及U/// 自己 C C	. V. D. WERT V. P	PERKIE 9 SOMERI	1
		関する規則の一部を	砂正十五相則		1
	O'PRINK THE	HI OWENING THE	KIL Y OMEN		,
		告		示	
		er de la Copera en la Austria.			
油细目生二年/117 日					
沖縄県告示第417号	95年光净空	144旦) 笠[4冬の05	ちょ 頂によれ、ア	淮田十ス日壮笠50	条の2の規定により、
				华用 9 つ円伝第50	米の2の尻足により、
指定介護機関から次		かと変更した百の庙	山かめつた。		
平成25年7月19					# = 11 4
1 医配合性				沖縄県知事 仲	井 眞 弘 多
1 通所介護					
指定介護機関の	名称 指定	官介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日

リハビリデイサービス ぴたさぽ浦添	浦添市宮城三丁目5番3号フィオーレパラッツォ1F	デイサービスポ シブル浦添	リハビリデイ サービスぴたさ ぽ浦添	平成25年6月1日
リハビリデイサービス ぴたさぽ豊見城	豊見城市字宜保310番地 1コーポTOKI1階1 01号	デイサービスポ シブル豊見城	リハビリデイ サービスぴたさ ぽ豊見城	平成25年6月1日

2 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
リハビリデイサービス ぴたさぽ浦添	浦添市宮城三丁目5番3号フィオーレパラッツォ1F	デイサービスポ シブル浦添	リハビリデイ サービスぴたさ ぽ浦添	平成25年6月1日
リハビリデイサービス ぴたさぽ豊見城	豊見城市字宜保310番地 1コーポTOKI1階1 01号	デイサービスポ シブル豊見城	リハビリデイ サービスぴたさ ぽ豊見城	平成25年6月1日

沖縄県告示第418号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、 指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
、規模多機能型居宅介 養事業所花日和		豊見城市字宜保 382番地1ひま わりハウス101		平成25年4月1日
		号		

沖縄県告示第419号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、 指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
訪問看護ステーション願寿ぬ会	うるま市石川3273番地 2	平成25年6月1日

沖縄県告示第420号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、 指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
有限会社介護サービスみほその丘	うるま市石川伊波142番地	平成25年2月28日

リハビリデイサービスうるおす	糸満市字潮平604番地 1	平成25年6月1日
[10] 1. 그 사람들은 그의 물리가 하는데 하면 되었다면 하는 그리고 있다면 하시네요. 그리고 있다.		

2 短期入所療養介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
医療法人アガペ会北中城若松病院	北中城村字大城311番地	平成25年6月5日

3 介護療養施設サービス

	指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
\[\]	医療法人アガペ会北中城若松病院	北中城村字大城311番地	平成25年6月5日

4 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
リハビリデイサービスうるおす	糸満市字潮平604番地1	平成25年6月1日

沖縄県告示第421号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
	名護市大南二丁目9番3号新田アパート1 01号	平成25年6月1日
訪問介護事業所あじまぁー	中城村字南上原139番地	平成25年6月3日

2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
聖隷訪問看護ステーションゆい	嘉手納町字嘉手納270番地19平安名ビル1 階	平成25年5月1日

3 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
すこやか薬局かけぼく店	西原町字掛保久287番地	平成25年6月1日
ナチュール薬局	うるま市字赤道260番地5	平成25年7月1日
アイン薬局知花店	沖縄市知花六丁目25番18号	平成25年7月1日

4 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービス美らさん	沖縄市高原六丁目2番2号101号室	平成25年5月1日
さくらの里デイサービス	今帰仁村字今泊344番地1	平成25年6月1日
S Y M デイサービスセンター煌 (きらり) 具志川	うるま市字具志川1931番地	平成25年6月1日
デイサービスゆず	豊見城市字宜保382番地1ひまわりハウス	平成25年6月1日

	101号	
リハビリデイサービスうるおす	糸満市字潮平604番地1マンション百屋1	平成25年6月1日
복진이 이 나를 보다는 아이라를 들어 놓아 났다.		

5 福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ティーダライフ	浦添市大平一丁目6番11号	平成25年4月1日
株式会社シグマ沖縄	浦添市宮城二丁目16番13号1F	平成25年5月23日

沖縄県告示第422号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護支援センタークローバー	浦添市宮城四丁目19番12号	平成25年5月1日
ケアプランセンターちゃ~がんじゅう	名護市大南二丁目9番3号新田アパート1 01号	平成25年6月1日
介護支援事業所あじまぁー	中城村字南上原139番地	平成25年6月1日

沖縄県告示第423号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

特定福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ティーダライフ	浦添市大平一丁目6番11号	平成25年4月1日
株式会社シグマ沖縄	浦添市宮城二丁目16番13号1F	平成25年5月23日

沖縄県告示第424号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションちゃ〜がんじゅ う	名護市大南二丁目9番3号新田アパート1 01号	平成25年6月1日
訪問介護事業所あじまぁー	中城村字南上原139番地	平成25年6月1日

2 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
聖隷訪問看護ステーションゆい	嘉手納町字嘉手納270番地19平安名ビル1	平成25年5月1日
	階	

3 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
すこやか薬局かけぼく店	西原町字掛保久287番地	平成25年6月1日
ナチュール薬局	うるま市字赤道260番地5	平成25年7月1日
アイン薬局知花店	沖縄市知花六丁目25番18号	平成25年7月1日

4 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービス美らさん	沖縄市高原六丁目2番2号101号室	平成25年5月1日
さくらの里デイサービス	今帰仁村字今泊344番地1	平成25年6月1日
S Y Mデイサービスセンター煌 (きらり) 具志川	うるま市字具志川1931番地	平成25年6月1日
デイサービスゆず	豊見城市字宜保382番地1ひまわりハウス 101号	平成25年6月1日
リハビリデイサービスうるおす	糸満市字潮平604番地1マンション百屋1 F	平成25年6月1日

5 介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ティーダライフ	浦添市大平一丁目6番11号	平成25年4月1日
株式会社シグマ沖縄	浦添市宮城二丁目16番13号1F	平成25年5月23日

沖縄県告示第425号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

特定介護予防福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ティーダライフ	浦添市大平一丁目6番11号	平成25年4月1日
株式会社シグマ沖縄	浦添市宮城二丁目16番13号1F	平成25年5月23日

沖縄県告示第426号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。 平成25年7月19日

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄赤十字病	院 那覇市与儀1丁目3番 1号	日本赤十字社沖縄県 支部	平成25年7月16日	平成28年7月15日

沖縄県告示第427号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定により、イリノソコ地区県営土地改良事業(農業用用排水施設・区画整理)計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年7月22日から同年8月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15 日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第428号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定により、東江上地区県営土地改良事業(農業用用排水施設)変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年7月22日から同年8月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊江村役場
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第429号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 うるま市
- 2 事業の種類 うるま市生涯学習センター建設事業
- 3 起業地
- (1) 収用の部分 沖縄県うるま市仲嶺弓田原地内
- (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

うるま市生涯学習センター建設事業(以下「本件事業」という。)は、地方公共団体であるうるま市が事業主体となって、起業地内に、平成22年3月に老朽化によって閉館した旧うるま市立中央公民館(以下「旧施設」という。)に替わる生涯学習センター(以下「本施設」という。)、広場、駐車場等を建設する事業であり、法第3条第22号に掲げる「社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民

館」及び第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。 したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は、社会教育法第21条第1項により市町村が設置することとされており、また、本施設に設置される広場等は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当することから、うるま市は本件事業を施行する権能を有する主体である。

さらに、本件事業に必要な事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号への 要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

うるま市具志川地区の生涯学習拠点としての旧施設は、昭和49年に供用開始されたが、老朽化に伴う建物の耐力低下が著しく、危険建築物と判断され平成22年に閉館となった。うるま市人口の57パーセントを有する具志川地区に生涯学習施設が設置されていないため、サークル活動や公民館講座の開催にも大きな支障が生じ、生涯学習の推進が阻害されていることから、中央公民館の早期建設が要望されている。

このような状況に対応するため、本事業は計画されたものであり、うるま市総合計画(後期基本計画)及びまちづくり生涯学習推進基本計画において、生涯学習を推進する施策の1つとして掲げられている。本事業の施行により、旧施設で活動していた各サークルの活動や公民館講座等が活発となり、具志川地区住民の生涯学習が推進されるだけでなく、他地区公民館を統括する中央公民館の機能が十分に働き、うるま市全体の生涯学習の推進に寄与することができる。また、本施設にはエイサーや地域伝統芸能等を披露できる広場も併せて整備することから、芸能文化の拠点としての役割も担うものであり、文化振興への寄与も期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき動植物及び文化財は見受けられない。また、万一発見された場合は、関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通アクセスの良さ、周辺環境、事業に必要な面積を確保できること、将来の発展性や防災管理の優位性等の立地条件の良さ等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、平成22年に旧施設が閉館した後、うるま市具志川地区に生涯学習施設が設置されていないため、同地区の生涯学習の推進が阻害されている状況にある。また、各種サークル活動、公民館講座、芸能文化拠点及び中央公民館の統括機能を発揮する施設の早期建設が市民から要望されていることから、本事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を 充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているので、事業の認定を行うもの

である。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 うるま市教育委員会生涯学習振興課

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月7日まで縦覧に供する。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄市障がい者福祉協会
- 3 代表者の氏名 金城睦雄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市住吉一丁目14番29号沖縄市社会福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者の生活の向上に関する事業を行い、当事者相互の親睦を はかるとともに障がいの有無にかかわらず全ての人にとって住み良いまちづくりに寄与することを目的と する。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月7日まで縦覧に供する。

平成25年7月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キャリア・サポート・ネット・おきなわ
- 3 代表者の氏名 節田佳史
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市大平二丁目20番1号レジデンスたくし110号室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、教育団体・教育関係者・就職支援団体・キャリア教育支援者及びこの法人の趣旨に賛同した民間企業・人事関係者・就職支援者など豊富な専門知識や社会的経験を有する者と連携を図りながら充実した人生を送るため自己実現を目指している個人や団体に対して、専門知識や体験を通してキャリア形成の支援を推進していくものとする。

また、人間がより豊かな生活を送るため沖縄県内の経済の発展にも視野に入れ、雇用対策の一翼を担えるように児童・生徒や若年者に対するキャリア教育(職業教育)プログラム並びに教材の研究・開発・普及及びキャリア形成支援に関わる事業の実施及びキャリア教育支援者の育成と向上・求職者に対する就労支援を行うことで、地域や社会に積極的に貢献できる人材の育成を目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月7日まで縦覧に供する。 平成25年7月19日

- 1 申請のあった年月日 平成25年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人のぞみの里
- 3 代表者の氏名 上原武計
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡南風原町字宮城264番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対し、障害者の自立と就労を支援する事業を行い、障害 者が、地域で安心して生活し、働き、自立して暮らせる社会の実現を図り、障害者福祉の向上に寄与する

ことを目的とする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成25年7月19日

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察情報システム用自動暗号化ソフト及び機器の借入れ
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成25年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等(電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。)の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第 1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年 間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格 (以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと を証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - 2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄 県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2462)
 - (3) 申請書等の受付期間 平成25年8月16日 (金曜日) から同月23日 (金曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成26年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させ

ない。

- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察情報システム用自動暗号化ソフト及び機器の借入れに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成25年7月19日

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察情報システム用自動暗号化ソフト及び機器の借入れ 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成25年9月30日
 - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告(平成25年7月19日付け沖縄県公報定期第4168号に登載)により入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 沖縄県警察情報システム用自動暗号化ソフト及び機器の設置並びに設定を円滑に行うことができること並びに沖縄県警察情報システム用自動暗号化ソフト及び機器に障害が発生した場合において、通報後、機器等に精通した指定の技術者を、沖縄本島内にあっては1日以内、沖縄本島以外にあっては2日以内に派遣し対応ができることを証明した体制証明書を平成25年8月23日(金曜日)午後6時までに7(2)の場所に提出した者
 - (3) 納入しようとする沖縄県警察情報システム用自動暗号化ソフト及び機器の機能等証明書を平成25年8月23日(金曜日)午後6時までに7(2)の場所に提出し、沖縄県警察情報システム用自動暗号化ソフト及び機器を納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークを取得している者又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証を取得している者
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から平成25年8月22日 (木曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれ の日の午前9時30分から午後6時までの間
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課(9(2)の場所)
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成25年8月29日 (木曜日) 午前10時
 - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計 課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成25年8月19日(月曜日)まで(土曜日 及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2462)
- 8 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2242)
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。 電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成25年8月28日 (水曜日) 午後6時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課(9/2)の場所)に郵送すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成25年8月16日(金曜日)午後2時
 - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階403会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
 - (1) Title of bid

Lease of the terminal units of the Automatic Encryption Software for using by Okinawa Prefectural Police.

- (2) Name and Quantity of the units to be leased.
 - Refer to bid explanatory pamphlet and specification document
- (3) Pre-bid Meeting
 - Date and Time: 2:00 pm on Friday August 16,2013
 - Place: Conference Room 403, 4th floor of Okinawa Prefectural Police Headquarters
- (4) Bid opening
 - Date and time: 10:00 am on Thursday August 29, 2013
 - Place: Bidding Room, 4th floor of Okinawa Prefectural Police Headquarters Building
- (5) The explanatory pamphlet, the specification documents, and the functional certificates, etc. are available and acceptable at:
 - Information Management Division, Police Administration Department,

Okinawa Prefectural Police Headquarters

 $(Address: 1-2-2 \; Izumizaki, Naha City 900-0021, Tel: 098-862-0110 \; (ext. 2462))$

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第6号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成25年7月19日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表与那原警察署の部久手堅駐在所の項中「字志喜屋の一部」を「字志喜屋」に改め、同部親慶原駐在所の項中「知念字志喜屋の一部」を「字つきしろ」に改め、同表八重山警察署の部石垣空港警備派出所の項中「石垣市字真栄里」を「石垣市字白保」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事項

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年7月19日

> 沖縄県人事委員会 委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第20号

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所

沖縄県総務部 総務私学課

電話番号 098-866-2074

印刷 所 株式会社 尚生堂

〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号